

議案第 56 号

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 23 年 11 月 29 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）の施行に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第1条 大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

第 1 条関係

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(介護補償)</p> <p>第 9 条の 2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号) <u>第 5 条第 1 3 項</u>に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(<u>同条第 7 項</u>に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第 9 条の 2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号) <u>第 5 条第 1 2 項</u>に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(<u>同条第 6 項</u>に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

第 2 条関係

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(介護補償)</p> <p>第 9 条の 2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号) <u>第 5 条第 1 2 項</u>に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第 9 条の 2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号) <u>第 5 条第 1 3 項</u>に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>